

平成24年金沢市条例第76号

金沢市旅館業法施行条例

(平成24年12月17日公布)

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(構造設備の基準)

第3条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 他の客室、廊下等との境は、壁、ふすま、板又はこれらに類するものを用いて区画すること。

イ 天井の高さは、踏面から2.1メートル以上であること。

(2) 浴室は、次の要件を満たすものであること。

ア 清浄な水及び湯を供給できる設備を有すること。

イ 適当な広さの脱衣室を付設すること。

ウ 排水に支障のない構造とすること。

エ 濾過器等を使用して浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を循環濾過させる場合は、次によること。

(ア) 濾過器は、1時間当たり浴槽の容量以上の濾過能力を有すること。

(イ) 濾過器の濾材は、洗浄又は交換及び消毒が容易にできるものであること。

(ウ) 集毛器は、浴槽水が濾過器に入る前の位置に設けること。

(エ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口は、浴槽水が濾過器内に入る直前に設置すること。

オ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

カ 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

キ 屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが、配管等を通じて混じり合わない構造であること。

(3) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに流水式の手洗設備を有すること。

イ 水洗式でない便所にあつては、便器の開口部を除き密閉できる構造とし、かつ、調理場及び井戸と適当な距離を有すること。

(4) 寝具は、次の要件を満たすものであること。

ア 寝具類の収容設備を有すること。

イ 客室の定員数以上の寝具類を有すること。

(5) 給水設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊者の需要を十分に満たすことができる給水能力を有すること。

イ 外部から汚染されない構造であること。

2 前項第1号ア及び第3号イの基準はホテル営業について、同項第4号イの基準は下宿営業について、これを適用しない。

(施設の指定)

第4条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館
- (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館
- (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会教育施設、青少年スポーツ施設その他これに類する施設で、市長が指定したもの

2 市長は、前項第5号の規定により施設を指定し、又は取り消したときは、その名称、所在地その他必要な事項を告示するものとする。

(意見を求める者)

第5条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 施設の設置者が国であるときは、当該施設の長
- (2) 施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する教育委員会又は地方公共団体の長
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設であって当該施設につき監督庁があるものについては当該監督庁、当該施設につき監督庁がないものについては当該施設の所在する市町の長

(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)

第6条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 営業の施設の換気については、次の措置を講ずること。
 - ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
 - イ 機械換気設備又は空気調和設備を有する場合は、十分な運転を行うとともに、定期的に保守点検を行うこと。
- (2) 営業の施設の採光及び照明については、次の措置を講ずること。
 - ア 客室、応接室及び食堂は、40ルクス以上の照度を有すること。
 - イ 浴室、洗面所、便所、廊下及び階段は、20ルクス(深夜における廊下及び階段にあつては、10ルクス)以上の照度を有すること。
- (3) 営業の施設の防湿については、次の措置を講ずること。
 - ア 排水設備の水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。
 - イ 客室の床が木造である場合は、床下の通風を常に良好にしておくこと。
- (4) 客室、応接室、食堂、調理場、玄関、浴室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。
- (5) 寝具類については、次の措置を講ずること。
 - ア 布団、枕及び毛布は、原則として敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等(以下「敷布等」という。)で適切に覆うこと。
 - イ 寝衣、敷布等、直接人に接触するものは、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
 - ウ 布団、枕及び毛布は、随時日光にさらす等、適当な方法により湿気を除くこと。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、寝具類は適切に管理すること。
- (6) 客室には、次に定める割合を超えて客を収容しないこと。
 - ア ホテル営業、旅館営業及び下宿営業 1客室の床面積5平方メートルについて1

人

イ 簡易宿所営業 1 客室の床面積1.65平方メートルについて1人

(7) 旅館業の営業の施設が季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものについては、あらかじめ市長の承認を得て前号の規定によらないことができる。

(8) 浴室については、次の措置を講ずること。

ア 客室に設けられた浴室の浴槽水については客室の使用ごとに、宿泊者が共同して利用する浴室の浴槽水については毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、濾過器等を使用して浴槽水を循環濾過させる場合にあつては、1週間に1回以上完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。

イ 浴槽水（客室に設けられた浴室の浴槽水で、使用の都度換水するものを除く。ウにおいて同じ。）の消毒は、市長が別に定めるところにより行うこと。

ウ 浴槽水は、1年に1回（連日使用している浴槽水にあつては、1年に2回）以上水質検査を行うとともに、当該水質検査の結果が市長が別に定める水質基準に適合しなかったときは、直ちに、その旨を市長に報告すること。

エ 濾過器は1週間に1回以上十分に洗浄して汚れを排出するとともに、消毒を行うこと。

オ 濾過器と浴槽との間の配管は、適宜消毒を行い、生物膜を除去すること。

カ 集毛器の内部は、毎日清掃すること。

キ 浴槽水の消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

ク 浴槽からあふれ出た湯水を再利用するため一時的に貯めておく水槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素消毒すること。

ケ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設ける場合にあつては、浴槽水に浴用剤を加えないこと。

コ 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしない旨を表示すること。

サ 浴室には、使用済みのかみそり等を廃棄するための容器を備えること。

(9) 洗面所の湯水は、十分に供給すること。

(10) 便所については、次の措置を講ずること。

ア 手洗設備には、十分な水又は湯を供給すること。

イ 手拭い等を備え付ける場合は、清潔なものとし、1客ごとに取り替えること。

(11) 前各号に定めるもののほか、営業の施設には、次の措置を講ずること。

ア 客室には、くず入れを備えること。

イ 客室、食堂、調理場及び便所その他必要な箇所において、ねずみ、昆虫等の発生を認めるときは、直ちに駆除作業を行うこと。

ウ 宿泊者が伝染性の病気にかかっていることが明らかになったとき又はその疑いがあるときは、その使用した客室、寝具類及び器具類を完全に消毒した後に使用すること。

（宿泊を拒むことができる事由）

第7条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第3条第1項の許可を受けている営業の施設でこの条例の施行の際現に存するもの及びこの条例の施行の際現に当該許可の申請がなされている営業の施設については、改正後の第3条第1項第2号エからキまでの規定は、適用しない。ただし、施行日以後において、これらの施設の浴室の増築、改築又は大規模の修繕を行う場合は、この限りでない。